

# 交野市長選挙

9月7日(日)〈投票〉午前7時～午後8時 〈開票〉午後9時～

～あなたの1票を市政に生かしましょう～

交野市長選挙が8月31日(日)に告示され、9月7日(日)に投票、即日開票されます。

「ご家庭に郵送される」投票所入場整理券に記載されている投票所で、投票してください。

**投票** 午前7時～午後8時、各投票所  
**開票** 午後9時～、いきいきランド交野  
事務局長(TEL892・012)

※各投票区の区域と投票所は下段の一覧表のとおりです。

## 投票速報・開票結果はホームページで

1時間ごとの投票速報と開票結果は、市のホームページでお知らせします。  
**投票速報** 9月7日(日)午前8時から1時間ごと  
**開票結果** 開票終了後  
※ホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/>)

## 無効になる投票

せっかく投票しても、記載されている内容により無効投票になる場合があります。投票する候補者氏名をはっきり記載してください。  
次のようなものは無効投票になります。  
▽候補者以外の氏名を記載したもの  
▽複数の候補者の氏名を記載したもの  
▽誰に投票したか不明なもの  
▽白紙投票  
▽誤記、符号など、関係のないものを記載したもの

## 投票できる人

投票するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。  
今回の選挙については、次の①②両方に該当する人が登録されています。  
①住所要件 平成26年5月30日以前から交野市に住民登

## 投票できない人

▽選挙人名簿に登録されていない人(26年6月2日以降に交野市に転入された人)  
▽選挙人名簿に登録されているが、投票時に市外に転出している人

## 入場整理券を各家庭に郵送

各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。  
入場整理券は、1通のはがきに4人分までを1組にして作成しています。有権者が5人以上の世帯は、2通以上のはがきに分かれて届きますので、注意ください。

投票するときは、本人分を切り離して投票所へお持ちください。  
入場整理券は、投票事務をスムーズに行わせるためのもので、なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。入場整理券を紛失したときや、持参するのを忘れたときは、投票する際に事務従

事者に申し出ていただく。

## 投票場所が変わります

次の投票区は、投票場所が同じ敷地内で変更になりましたので、注意ください。

- 第3投票区  
▽旧第2中学校体育館  
▽新第2中学校管理棟1階家庭科室
- 第19投票区  
▽旧第3中学校体育館  
▽新第3中学校管理棟・特別教室及び普通教室棟1階技術科室

## 選挙公報をお届けします



候補者の経歴などを掲載した、選挙公報を各家庭に配布します。

## 投票所の備品をご利用ください

投票所には、次のものを備えています。自由にご利用ください。

- ▽車いす用記載台
- ▽老眼鏡
- ▽点字器
- ▽点字の候補者名簿
- ▽筆談用ボード
- ▽拡大鏡

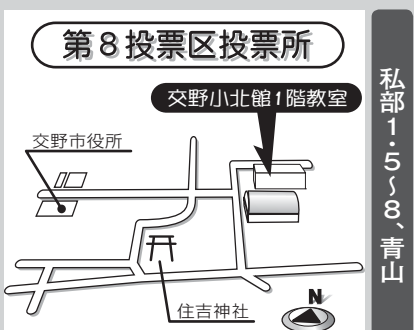
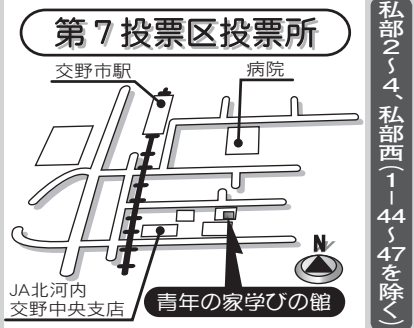
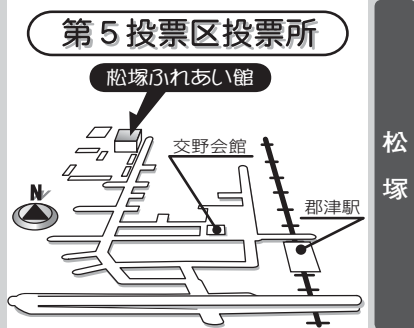
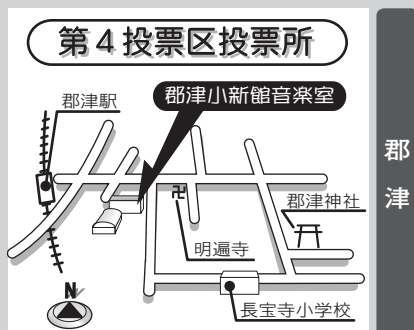
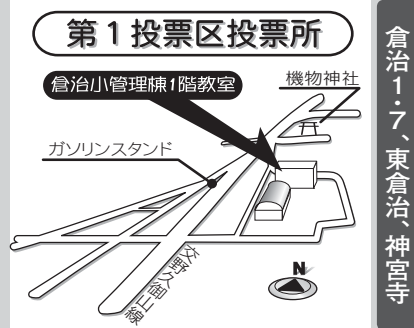
## 投票所で困ったときは

次のようなときは、投票所の事務従事者に申し出てください。  
▽入場整理券を忘れたり、なくしたりしたとき  
▽けがなどで、字が書けないとき  
▽点字投票をするとき  
▽介助を必要とするとき

## 各投票区と投票所案内図

録されている  
②年齢要件 平成26年9月8日以前に生まれた人  
③8月11日以降に転居した人

8月11日(月)以降に市内で転居届を出した人は、転居前の住所での投票所で、投票してください。



## 選挙人名簿の縦覧

8月30日(土)の選挙時登録と、9月2日(火)の定時登録に伴う、選挙人名簿登録者の縦覧を、次のとおり行います。

▽選挙時登録 8月31日(日) 10時～16時  
▽定時登録 9月3日(水) 10時～16時(日)  
時間 午前8時30分～午後5時  
ところ 市役所本館2階 選挙管理委員会事務局

## 期日前・不在者投票制度のご利用を

期日前投票・不在者投票制度は、投票日当日に投票所へ投票できないと見込まれる人が対象となります。  
▽投票区域を問わず、仕事や冠婚葬祭がある人  
▽レジャーや買い物、または旅行などのため、投票区域外にいる人  
▽病気や妊娠などのため、歩

行が困難な人

## 期日前投票

期日前投票期間中に期日前投票をする旨の宣誓書を記入し、その場で交付される投票用紙に、候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。

また、投票には入場整理券をお持ちください。  
とき 9月1日(月)～6日(土) 午前8時30分～午後8時  
ところ 市役所本館1階 玄関ホール

## 宣誓書・請求書のダウンロード

期日前投票・不在者投票の宣誓書・請求書は、ホームページからダウンロードすることもできます。  
▽ホームページ 1 (http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011062100162/)

## 不在者投票

選挙権はあるものの、出張などで期日前投票や当日に投票できない人が、対象となります。

投票期間 9月1日(月)～6日(土)  
■出張・滞在先の他市町村で投票する  
市選挙管理委員会へ、投票用紙などを請求してください。

この場合、不在者投票をする旨の宣誓書・請求書が必要です。この宣誓書・請求書を受け取り次第、投票用紙などを送付しますので、滞在地などの選挙管理委員会へ投票してください。

■不在者投票のできる施設などで投票する  
不在者投票のできる施設(病院・老人ホームなどがあります)に指定されている場合は、入所している施設に申し出ることで、不在者投票ができます。  
■不在者投票のできる市内の施設

## 郵便等投票制度

郵便などにより、不在者投票ができる対象者には、次のA④のいずれかに当てはまる人が該当し、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

①両下肢、体幹、移動機能の障がいがあるが、1級または2級の人  
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級または3級の人  
③免疫もしくは肝臓の障がいがあるが、1級から3級の人

④戦傷病者手帳を持ち、①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人  
⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症の人  
⑥介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が、「要介護5」の人

※郵便等投票をすることができない人で、上肢・視覚の障がいがあるが、身体障がい者手帳

## してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなくてはなりません。

- 戸別訪問  
各戸を訪問して、投票を依頼することはできません。
- 飲食物の提供  
陣中見舞いなどといって、飲食物を選挙事務所などに差し入れることはできません。



贈らない・求めない・受け取らない

に「1級」とある人や戦傷病者手帳に「特別項症、第1項症、第2項症」と記載されている人は、投票を代理記載する人を指定して投票することができます。

■手続き  
あらかじめ、郵便等投票の申請が必要です。身体障がい者手帳、または介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会あての書面で申請してください。該当される場合は、「郵便等投票証明書」を交付します。

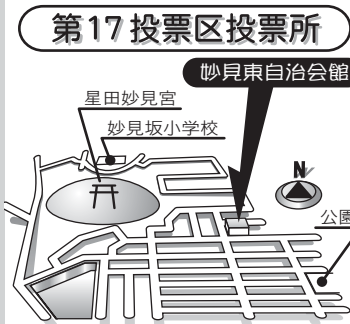
郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

## お知らせ

公職選挙法の改正により、成年被後見人の選挙権および被選挙権が、回復しましたので、入場整理券を送付します。



星田7、9、星田山手1、南星台大字星田



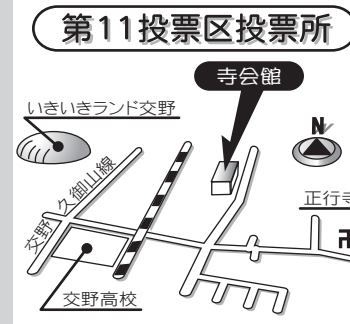
妙見東



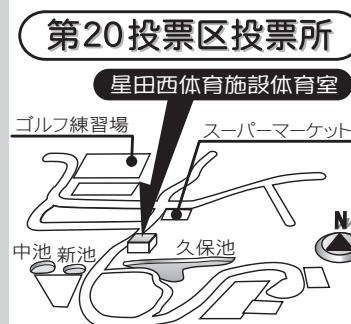
藤が尾



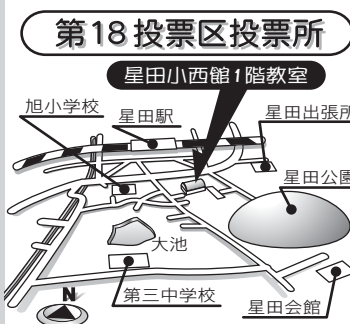
私市、大字私市



寺



星田山手3、5、星田西



星田1、6、星田北



妙見坂



私市山手



森南、森北、大字森、大字傍示

▽病院 2 交野病院、星田南病院、介護老人保健施設逢々館かたの、介護老人保健施設設青山  
▽老人ホーム 11 きんもくせい特別養護老人ホーム、ケアハウスきんもくせい、特別養護老人ホーム明星、特別

養護老人ホーム天の川明星、軽費老人ホーム明星、アミーユ交野、レガート交野、ベストライフ交野、特別養護老人ホーム美来、特別養護老人ホームあおやま  
▽身体障害者授産施設 2 大阪府交野自立センター

